

児童虐待防止に係る資料

1 児童虐待防止法の成立

(児童の虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)＝児童の虐待事件の多発を背景に、超党派の議員立法によって成立。)

法律の目的：児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、心身の成長及び人格形成に重大な影響を与え、将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことから、児童虐待の禁止、予防及び早期発見等に係る国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護、自立支援のための措置等を定め、児童虐待防止等に関する施策の促進、児童の権利利益の擁護に資すること(第1条)



戦前の児童虐待防止法(昭和8～22年)
→14歳未満の児童に対する虐待を防止し、これを保護・救済することを目的とした法律。児童の身売り、欠食児童や母子心中などの事件発生を背景に、昭和8年(1933)公布。戦後の児童福祉法の成立に伴い、昭和22年(1947)廃止。(その趣旨は「児童福祉法」第34条に継承)

cf. 児童福祉法

第三十四条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 身体に障害又は形態上の異常がある児童を公衆の観覧に供する行為
- 二 児童にこじきをさせ、又は児童を利用してこじきをする行為
- 三 公衆の娯楽を目的として、満十五歳に満たない児童にかかるわざ又は曲馬をさせる行為
- 四 満十五歳に満たない児童に戸外について、又は道路その他これに準ずる場所で歌謡、遊芸その他の演技を業務としてさせる行為(以下略)

2 児童虐待とは

児童虐待防止法において「児童虐待」を定義(第2条)

「この法律において「児童虐待」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)がその監護する児童(18歳に満たない者をいう。以下同じ。)について行う次に掲げる行為をいう。……」

⇒身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待



(cf.被措置児童等虐待：児童福祉法第33条の10)

放課後子ども
プラン関係者

3 早期発見等に係る努力義務(第5条)

「学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者」は

＝児童虐待を発見しやすい立場であることを自覚して早期発見に努めるべきこと

＝児童虐待防止等に係る施策等への協力に努めること

＝学校及び児童福祉施設は児童及び保護者に対し、児童虐待防止のための教育や啓発に努めること

4 通告義務、通告と守秘義務の関係(第6条)

第一項「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。」

第三項「刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。」



5 児童相談所虐待相談対応件数の推移

| 年度 区分 | 11年度 | ～ | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 |
|----------|--------|---|--------|--------|--------|--------|
| 全国 | 11,631 | ～ | 42,664 | 44,211 | 56,384 | 59,862 |
| 広島県計 | 302 | | 1,378 | 1,633 | 1,989 | 2,347 |
| 広島県 | 174 | | 1,077 | 1,182 | 1,275 | 1,489 |
| 広島市 | 128 | | 301 | 451 | 714 | 858 |

6 虐待相談の経路 (上段は、件数。下段は、構成比%)

| | 家族 | 親戚 | 近隣知人 | 児童本人 | 福祉事務所 (県・広島市) | 児童委員 | 保健所 | 医療機関 | 児童福祉施設 | 警察等 | 学校等 | 市町 | その他 | 計 |
|----|------------|------------|-------------|------------|------------------|------------|------------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|------------|--------------|
| 20 | 160 | 42 | 171 | 15 | 29 | 10 | 5 | 48 | 78 | 163 | 177 | 363 | 117 | 1,378 |
| | 11.6 | 3.1 | 12.4 | 1.1 | 2.1 | 0.7 | 0.4 | 3.5 | 5.7 | 11.8 | 12.8 | 26.3 | 8.5 | 100.0 |
| 21 | 183 | 40 | 202 | 17 | 70 | 18 | 0 | 40 | 97 | 162 | 279 | 356 | 169 | 1,633 |
| | 11.2 | 2.5 | 12.4 | 1.0 | 4.3 | 1.1 | 0.0 | 2.5 | 5.9 | 9.9 | 17.1 | 21.8 | 10.3 | 100.0 |
| 22 | 212 | 38 | 378 | 13 | 60 | 27 | 2 | 66 | 114 | 178 | 305 | 410 | 186 | 1,989 |
| | 10.7 | 1.9 | 19.0 | 0.7 | 3.0 | 1.4 | 0.1 | 3.3 | 5.7 | 8.9 | 15.3 | 20.6 | 9.4 | 100.0 |
| 23 | 223 | 49 | 465 | 14 | 23 | 1 | 3 | 83 | 117 | 361 | 325 | 485 | 198 | 2,347 |
| | 9.5 | 2.1 | 19.8 | 0.6 | 1.0 | 0.0 | 0.1 | 3.5 | 5.0 | 15.4 | 13.9 | 20.7 | 8.4 | 100.0 |

7 関連通知

児童虐待に係る速やかな通告の一層の推進について

(平成24年3月29日付け23文科初第1707号文部科学副大臣通知)



○ 虐待の定義及び具体例

| 虐待の種類 | 定義された虐待行為 | 具体的な行為と結果など (*) |
|----------|----------------------------|---|
| 1. 身体的虐待 | 児童の身体に外傷を生じるような暴行を加えること | 首を絞める, 殴る, 蹴る, 投げ落とす, タバコの火を押し付ける, 熱湯をかける, 冬戸外に締め出すなど生命・健康に危険のある行為 |
| 2. 性的虐待 | 児童にわいせつな行為をすること, させること | 子どもへの性的行為の強要・教唆, 性器や性交を見せる, ポルノグラフィーの被写体などに子どもを強要するなどの行為 |
| 3. ネグレクト | 著しい減食, 長時間の放置, 保護者の監護を怠ること | 重大な病気になっても病院につれていかない, 乳幼児を家に残したまま度々外出する, 乳幼児を車の中に放置する, 適切な食事を与えない, 極端に不潔な環境の中で生活させるなど保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為 保護者以外の同居人による身体的・性的・心理的虐待と同様の行為を保護者が放置することも含む |
| 4. 心理的虐待 | 児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと | 子どもの心を傷つけるようなこと繰り返し言う, 無視する, 他の兄弟とは著しく差別的な扱いをするなど心理的外傷を与える行為 子どもの目の前で配偶者に対する暴力も子どもに著しい心理的外傷を与える場合は含む |

【参考資料】

(*)「厚生省 子ども虐待 対応の手引き」日本子ども家庭総合研究所編 有斐閣, 2001年発行